

菊池市教育大綱(改訂案)に関する意見募集の結果及び市の考え方について

菊池市教育大綱(改訂案)について、市民の皆さまからの意見を募集したところ、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられましたご意見の概要とこれに対する市の考え方について、令和7年1月21日開催の令和6年度第2回菊池市総合教育会議において承認をいただきましたので、次のとおりお示しします。

1. 募集期間:令和6年12月16日(月)～令和7年1月17日(金)

2. ご意見の件数等: 7件(3名)

3. ご意見の取扱い

- ①反映……ご意見を踏まえ素案を修正したもの 1件
- ②補足……ご意見に対して市の考え方で補足説明するもの 5件
- ③参考……今後の取組の参考とさせていただくもの 2件
- ④その他……ご質問やご感想、素案以外へのご意見 0件

4. 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	取扱い
1	<p>①2ページ～5ページ</p> <p>2ページの「未来を担う人財の育成」「持続可能な社会づくりを担う次世代育成」「超スマート社会に対応できる力を備え、活躍できる人財の育成」に始まり、「人財の育成」について何回も言及されています。いくつか例をあげますと</p> <p>3ページ 市民こそって次代を担う人財を育成します</p> <p>4ページ 持続可能な社会の創り手を育成します チャレンジし続ける人財を育成します 郷土に誇りを持った人財を育成します 未来へとつなぐ人財を育成します</p> <p>5ページ 様々な分野で活躍できる人財を育成します 「グローバル人財」の育成に取り組みます 将来の地域を担う人財を育成します</p> <p>教育は、教育基本法第一条(教育の目的)にもありますように、「人格」の</p>	<p>「人財」については、注釈※2に「人財:人は宝(財産)であり、人を大切にしたいという考え方〈造語〉」としております。</p> <p>また、その他いただきましたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<p>②</p> <p>③</p>

	<p>完成を目指すものであり、自治体や国に役立つ「人財」育成を第一の目的とするものではないと考えます。</p> <p>心配なのは、子どもの教育の場で「人財」育成が求められますと、企業のように数値目標がたてられ、自発的で豊かな学びよりも成績や結果が重視されてしまうことです。良い結果を求められれば、子ども達にとって家庭も学校も息苦しい場所になってしまい、それはいじめや不登校の原因になり得ます。</p> <p>理想とされる将来の人財を育成することではなく、大事な今は今です。子ども達がいじめや不登校で苦しむことのないよう、先生方がゆとりを持って指導できるよう、現在の学習環境をストレスの少ない豊かなものにしていく、教育行政にはそういう現実的な方針をたてていただきたいと願っています。</p> <p>学ぶ喜びや力を合わせる楽しさを体験できれば、その結果として、郷土への愛着や人の役に立ちたいという意欲が生まれてくるのではないのでしょうか。</p>		
2	<p>P2「人財」について</p> <p>「人財」という言葉に対して「人は宝(財産)であり、人を大切にしたいという考え方(造語)」という説明があります。しかしネットで「人財」を検索すると、「企業にとって価値があり経営に欠かせない人材を意味する。企業の経営資源である財産と捉えられ、収益向上に貢献する優秀な社員などを指す。」というような説明が出てきます。教育大綱の中で度々使われていますが、誤解を受けやすい言葉だと考えます。「子ども・市民」といった言葉に変えた方がよいのではないのでしょうか。</p>		
3	<p>②3ページ 基本理念</p> <p>「文武両道」とは「文芸にも武芸にも秀でている」「勉強もスポーツも優秀」という意味かと解釈しますが、そのような道を究めたいと願う一部の方々向けの理念と思われれます。現代は多様性が大事にされる時代です。個人の価値観を尊重する市民に「文武両道」の理念を継承する必要はな</p>	<p>これまでの菊池市教育振興基本計画において「文武両道・廉恥礼節」を教育理念とし、「文教菊池」の確立を目指して、「文武両道」教育を「知育、体育」と位置付けし、「廉恥・礼節」の教育を「徳育」と位置付けて、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に、総合的、計画的に取り組</p>	②

	<p>いと考えます。</p> <p>「廉恥・礼節」は防衛大学校の学生綱領にあります「廉恥・真勇・礼節」と似ていますが、特別な任務を持つ人に求められる徳目なのではないでしょうか。こちらも一般市民に継承する必要はないと考えます。</p>	<p>んできました。</p> <p>その取組みを継承しながらも、現代の社会情勢等の変化に的確に対応していくために、今回教育大綱を改訂するものであり、その中で、教育理念として、『郷土が人を育み 人が郷土を育む 文教のまち菊池』を設定したものです。また、基本理念については、菊池の教育の根幹をなすものであることから、時代が変わっても変わらない理念として考えております。</p>	
4	<p>③4ページ 基本方針</p> <p>現在パブリックコメント募集中の「菊池市子ども計画」は「菊池市教育大綱」と「連動」、大綱を基本に作成される「菊池市教育振興基本計画」とは「整合」と位置づけられています。</p> <p>「菊池市子ども計画(素案)」には「子どもが権利の主体であること」が明記され、子どもの意見表明や社会活動に参画する機会が保証されること、子どもの意見が尊重されること、最善の利益が優先して考慮されることが基本目標のひとつとされています。また「子どもの権利の保障を進めるためには、子どもが権利の主体であることを広く周知し、子どもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域等、社会全体で共有していくことが大切であることから、全ての人に対して、子どもの権利の普及啓発や学習機会の充実に取り組んでいきます。」と普及啓発の必要性が示されています。しかし、「菊池市教育大綱(改定案)」には、子どもが権利の主体であるという考え方が明記されていないので、是非、基本方針1「子どもの生きる力を育てる」の中に、子どもが権利の主体であるという内容を入れていただきたいと思います。</p>	<p>ご意見いただきました子どもの権利や意見の尊重などについては、子ども基本法が提唱する「子どもまんなか」の考えや、熊本県教育大綱にも『子どもまんなか』視点での教育施策の推進が掲げられておりますので、関連する方針として基本方針4の取組目標を「●「子どもまんなか」の視点に立ち、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、子どもたちが地域の中で豊かに学び、成長できるように、学校・子ども・家庭・地域・行政が連携・協働し、未来を担う人財を地域全体で育成します。」に文章を修正します。</p>	①
5	<p>P4 基本方針1「子どもの生きる力を育てる」について</p> <p>P2 の図において「教育大綱」は「菊池市子ども計画」と連動することが示されています。必然的に「子ども基本法」とも連動するものと考えます。子ども基本法に示されている「子どもが意見を言えること」「子供の意見が</p>		

	<p>尊重されること」という基本理念は、子どもの生きる力を育むためにも重要なことなので、基本方針1の中にも取り入れて頂きたいと思います。</p>		
6	<p>P4 基本方針1「子どもの生きる力を育てる」について</p> <p>同じく子ども基本法の考え方に立つと、「様々な未知の課題に臆することなく立ち向かい、『夢の実現』に向かって自ら考え、チャレンジし続ける人財を育成します」という文章は、「チャレンジし続けることのできる社会環境を作ります。」に変えた方がよいと思います。</p> <p>「郷土が人を育み」につながると考えます。</p>	<p>現代は将来の予測が困難な時代(VUCA の時代)にあつて、様々な課題や困難に直面しても、自ら学び、自ら考え、判断し、行動し、自らの“夢”や“幸せ”を実現していく力の創出が求められており、人創りとしての教育的観点から「人財を育成します。」としたものです。</p>	②
7	<p>全体を通して</p> <p>子どもの権利条約及びこども基本法では子どもを自立的した一人の「個」として考えていますが、本大綱改定案はその自立した子どもを「個」としてではなく「人材」として考えているその認識が、その後の子ども像の捉え方や教育行政のあり方を決定づけるという印象を持ちました。</p> <p>更にここでは、「人材」を「人財」という造語に置き換えています。</p> <p>「人財」は、一説には1960年代後半に経済的な、企業の理念に寄って生まれた造語で、それまでの「人材」に変わる企業に有用な人物として「人財」とし、それは経済界に定着している一つの「人物像」とも言えます。この経緯や現況に照らし初めから子どもを「人財」としてイメージする教育とは、教育の本来の目的には馴染まないでしょう。</p> <p>子どもは、それぞれの「個」の個性、能力が最大に伸長するよう育てられなければならないと、この大綱案の拠り所となっていると思われる子どもの権利条約及びこども基本法は述べています。</p> <p>子どもの権利条約、正しくは児童の権利に関する条約には、子どもは常に最善の利益を考えられ、差別されず、能力に応じた発達が保障され、自分の意見を言う権利を保障されなければならないことを4つの原則としています。</p>	<p>「人財」については、注釈※2に「人財:人は宝(財産)であり、人を大切にしたいという考え方(造語)」としております。</p> <p>これまでの菊池市教育振興基本計画において「文武両道・廉恥礼節」を教育理念とし、「文教菊池」の確立を目指して、「文武両道」教育を「知育、体育」と位置付けし、「廉恥・礼節」の教育を「徳育」と位置付けて、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に、総合的、計画的に取り組んできました。</p> <p>その取組みを継承しながらも、現代の社会情勢等の変化に的確に対応していくために、今回教育大綱を改訂するものであり、その中で、教育理念として、『郷土が人を育み 人が郷土を育む 文教のまち菊池』を設定したものです。また、基本理念については、菊池の教育の根幹をなすものであることから、時代が変わっても変わらない理念として考えております。</p> <p>また、その他いただきましたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	② ② ③

従って、子どもは教育を一方的に与える相手、客体ではなく、教育を受ける権利を有する主体であることから、その主体としての認識に立つてこそ社会と行政は教育の内容を組み立てることが重要です。

子どもは教育を受ける権利を持っています。

教育の内容を細々と規定するのではなく、子どもと教育の関係を大きく捉え、その上でそれぞれの個の子ども像を想像して大綱は作成されるべきです。

子供が安心して学び、スポーツや芸術に親しみ、それらの営みを通して自分の持っている能力を最大限に伸ばすことのできる環境と条件を整えること、大綱はその一点に尽きるのではないのでしょうか。

教育内容の細則や校則の縛りを解くことによって子どもは伸び伸びと学び、そういう経験を通して広い世界観を身につけ、未来社会において普遍的な人権や平和や環境を考える「人財」ならぬ「人材」として育っていくでしょう。

本大綱案を再度、子供の権利条約及び子ども基本法の述べるところの目的と突き合わせられ、文字通り子どもを真ん中にした、子どもを真の主体とした大綱改定になりますよう、今一度のご検討をお願いします。

また、「廉恥礼節」は今日の社会ではどの分野にも求められるモラル、規範だと思われませんが、いささか古色蒼然たる趣があり、武士道などを連想します。

それはそれとして、教育行政の目的・規範とするには時代錯誤の感、無きにしもあらず。ご一考を提案します。